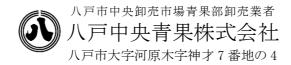
# 受託契約約款



# 目 次

(趣旨)	1
(会社の義務)	1
(委託者の義務)	1
(委託物品の引渡し)	1
(委託物品の受領)	1
(委託物品の保管)	2
(委託物品の手入れ等)	2
(委託物品の検査)	2
(衛生上有害な物品等の受託拒否)	2
(帳簿の閲覧)	3
(受信場所)	3
(送り状等の添付)	3
(委託物品の上場)	3
(販売方法)	3
(当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売)	4
(販売不成立の場合の処置)	5
(指値等の条件)	
(指値等の条件がある場合で販売不成立の場合の処理)	5
(再委託の禁止)	6
(委託の解除等)	6
(会社に事故あるときの処置)	6
(販売後の事故処理)	6
(委託手数料)	6
(委託者の費用負担)	7
(売買仕切書の送付)	7
(仕切金の支払)	7
(仕切金の精算)	8
(再販売)	8
(電子商取引についての取扱い)	8
(臨時開市等の通知)	8
(協議解決)	8
(管轄裁判所)	8
(約款の変更)	8

# 受託契約約款

#### (趣旨)

第1条 八戸市中央卸売市場青果部の卸売業者である八戸中央青果株式会社 (以下「会社」という。)が八戸市中央卸売市場(以下「市場」という。) において行う卸売のための販売の委託の引受は、卸売市場法(昭和46年 法律第35号。以下「法」という。)、同法施行規則(昭和46年農林省令第 52号。以下「省令」という。)、八戸市中央卸売市場条例(以下「条例」とい う。)、同条例施行規則(以下「規則」という。)その他関係諸法令によるほ か、委託者との間に特約のない限り、本約款によるものとします。

## (会社の義務)

- 第2条 会社は、委託者のために、受託した物品の卸売を誠実に行います。
  - 2 会社が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負います。ただし、天災地変、輸送遅延その他会社の責任に帰すことができない事由によって生じた損害については、その責任を負いません。

#### (委託者の義務)

- 第3条 委託者は、委託する物品については、次に掲げる事項に適合し、その 商標信用を保証する責任を有するものとします。
  - (1) 食品表示法に基づく品質表示基準(名称及び原産地表示等)
  - (2) 食品衛生法上の基準及び規格

# (委託物品の引渡し)

第4条 委託者は、会社に対する委託物品の引渡しをすべて市場内の卸売場で 行うこととします。ただし、条例第56条第1項第1号又は第2号の規定 により卸売をする場合には、当該場所で引渡しを行うこととします。

# (委託物品の受領)

- 第5条 会社は、委託物品の引渡しを受けたときは、委託者に対して、ただちに、その物品の種類、数量、等級、品質、受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。ただし、受領の翌日までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に代えることができることとします。
  - 2 前項の場合において、委託物品について、種類又は品質の相違、損敗、数量の不足等の異状を認めたときは、会社は引渡しを受けた後遅滞なく開設者の指定する検査員の確認を受け、ただちにその結果を委託者に通知することとし、また、当該物品を販売したときは、その結果を売買仕切書に付記することとします。ただし、委託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会い、その了承を得たときは、この限りではないものとします。

3 会社は、委託物品の異状については、前項の確認を受け、その証明を 得なければ委託者に対抗することができないものとします。

#### (委託物品の保管)

- 第6条 会社は、受領した委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任 を負うものとします。
  - 2 会社は、会社の責めに帰すべき事由によって委託物品の保管中に生じ た腐敗損傷等委託者の受けた損害について、その賠償の責任を負います。
  - 3 会社は、委託物品の卸売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等については、その責任を負いません。

#### (委託物品の手入れ等)

第7条 会社は、委託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入 加工その他の調整をすることができるものとします。

#### (委託物品の検査)

第8条 会社は、委託物品の保管中その物品について国又は地方公共団体の検査を受けたときは、速やかに、その概要等を委託者に通知します。

#### (衛生上有害な物品等の受託拒否)

- 第9条 会社は、次の各号に掲げる物品の販売の委託は、引き受けません。
  - (1) 衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず健康に危害を及ぼす可能性がある物品。
  - (2) 市場の過去の実績からみてすべて残品となり販売に至らなかった 物品と品質が同程度であるとして開設者の指定する検査員が認めた 物品。
  - (3) 食品表示法その他の法令の定めに違反する物品。
  - (4) 市場施設の処理能力を超える入荷が見込まれる場合で物理的に受け入れが困難な物品。
  - (5) 本約款によらない販売の委託の申込みがあった場合の物品。
  - (6) 市場外取引や他市場での残品の出荷であることが明白であり、これが同一の出荷者により繰り返し行われ、その量も相当程度ある場合の物品。
  - (7) 反社会的勢力等から販売の委託の申込みがあった場合の物品。
  - 2 前項に掲げる物品について、販売の委託があったとき、又は国若しく は地方公共団体から売買を差し止められ、若しくは撤去を命ぜられたと きは、会社は、開設者の指示に従って、これを処分することがあります。
  - 3 前項の処分によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とします。
  - 4 第2項の処分をしたときは、会社は、処分に関する開設者の証明書を添付し、速やかに、その旨を委託者に通知します。

#### (帳簿の閲覧)

第10条 会社は、委託者の請求があるときは、特別の事情がある場合を除いて 営業時間中、いつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する諸帳簿及 び書類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に応答します。

## (受信場所)

第 11 条 委託者からの会社に対する諸通信は、市場内の会社の事務所あてに行 うものとします。

# (送り状等の添付)

- 第12条 委託者が会社あてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、等級、品質、その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内をその物品に添付するものとします。なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。
  - 2 前項の送り状又は発送案内をその物品に添付しないときは、委託者は、 品質の相違、数量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、 会社に対抗することはできないこととします。

## (委託物品の上場)

- 第13条 会社は、委託物品をその受領後最初の卸売取引に上場するものとします。
  - 2 委託物品の上場順位は、同種物品の到着順によるものとします。
  - 3 会社は、委託者に著しく損害を与えるおそれがあることその他相当の 事由があると認めたときは、委託者の同意又は開設者の承認を受けて委 託物品の全部又は一部についてその販売順位を変更することができる こととします。

#### (販売方法)

- 第14条 委託物品の販売の方法は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該 各号に掲げる販売方法によることとします。
  - (1)条例別表第1に掲げる物品は、せり売又は入札の方法
  - (2)条例別表第2に掲げる物品は、毎日の卸売予定数量のうち規則で 定める割合に相当する部分についてはせり売若しくは入札の方法、 それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取 引
  - (3)条例別表第3に掲げる物品は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引
  - 2 前項第1号及び第2号に掲げる物品(前項の第2号に掲げる物品に、 あっては、同号の一定割合に相当するせり売若しくは入札の方法による 部分に限る。)について、次の各号に該当する場合であって、開設者の 承認を受けたときは相対取引の方法によることができることとします。

- (1) 災害が発生した場合
- (2) 入荷が遅延した場合
- (3) 卸売の相手方が少数である場合
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をす る場合
- (5) 会社と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結 した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
- (6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他や むを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場 合
- (7) 第15条の規定により、当該市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合
- 3 第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であって、開設者の指示を受けたときは、せり売又は入札の方法によることとします。
  - (1) 当該市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合
  - (2) 当該市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく 増加した場合
- 4 第2項第6号の規定により卸売をしたときの当該物品の卸売価格(消費税及び地方消費税を含む価格とします。以下同じ。)は、当該物品と同種の物品についてその日に価格形成された卸売価格を基準として開設者が定める価格設定基準に基づき算定した価格とします。

# (当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売)

- 第 15 条 会社は、次の各号に掲げる場合であって、開設者の許可又は承認を受けたときは、委託物品を当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をすることができるものとします。
  - (1) 当該市場における入荷量が著しく多いか、又は委託物品が当該市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある場合
  - (2) 委託物品が当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対する卸売をした後残品となった場合
  - (3) 開設区域内の他の市場の入荷量を調整するため当該地の市場の卸売業者に対して卸売をする場合
  - (4) 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、会 社からの卸売の方法以外の方法によっては委託物品と同種の物品の 出荷を受けることが著しく困難である当該卸売市場の卸売業者に対 して卸売をする場合

- (5) 会社が他の市場の卸売業者と締結した集荷の共同化その他の卸売 の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場の卸売業者 又は買受人(卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつ き開設者の許可又は承認を受けた者をいう。以下同じ。)に対して卸 売をする場合
- (6)会社が農林漁業者等(農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会(これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。))及び食品製造業者等(生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者)と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に必要な素材の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合
- (7) 会社が食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

# (販売不成立の場合の処置)

- 第 16 条 会社は、委託物品について、その販売が不成立となった場合は、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。
  - 2 前項の場合、委託者は会社に当該物品の返送又は廃棄を求めることが できるものとします。
  - 3 前項の規定により、委託者の求めに応じて、会社が当該物品を返送又 は廃棄した場合に要した費用は委託者の負担とします。

# (指値等の条件)

- 第17条 委託者は、委託物品の販売について、指値(消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。)その他の条件を付すことができることとしますが、その場合には、第12条第1項の送り状若しくは発送案内等に付記するか又はその物品の販売準備着手前までにその旨を会社に通知しなければならないこととします。なお、これらの通知がその物品の販売準備着手前までに到着しないときは、その条件がなかったものとみなすものとします。
  - 2 前項の指値その他条件を変更しようとする場合は前項の規定を準用することとします。

# (指値等の条件がある場合で販売不成立の場合の処理)

第 18 条 会社は、委託物品の販売につき指値その他の条件がある場合において、 その条件どおり委託物品を販売することのできないときは、遅滞なくそ の旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。ただし、委託 者の指図を待つと委託者に対し著しく損害を与えるおそれがあると認め られる場合においては、開設者の承認を受けて、その条件がなかったも のとみなしてこれを販売することができることとします。

- 2 前項の場合において、損害が生じたときは、会社は、その賠償の責任 を負いません。
- 3 第1項ただし書の規定によって販売したときは会社は、これに関する 開設者の証明書を売買仕切書に添付して委託者に送付するものとします。

## (再委託の禁止)

第19条 会社は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に委託物品 販売の委託をすることはできないこととします。

## (委託の解除等)

- 第20条 委託者による販売委託の解除又は他の卸売業者への委託替えの申込み は、その委託物品の販売準備着手前に限り、会社は、これに応ずるもの とします。
  - 2 前項の申込みに応じた場合においては、会社は、委託の解除又は委託 替えに応じたために要した費用は委託者の負担とします。

## (会社に事故あるときの処置)

第21条 会社が卸売の業務の許可を取り消されたとき又はその許可に係る卸売 の業務を停止されたとき若しくは売買を差し止められたときは、未販売 の委託物品は、開設者の指示に基づいて処置するものとします。

#### (販売後の事故処理)

第22条 委託物品を販売し、これを買受人に引き渡した後において、買受人から隠れた瑕疵があること又は数量、品質に著しい差異があること等を理由として開設者が定める期間内に会社に対して販売代金の減額の申出があった場合であって、その申出について開設者が正当な理由があると認めたときは、会社は、それに相当する減額をします。この場合、会社は、開設者の証明書を添付して委託者にその旨を通知するものとします。

#### (委託手数料)

第23条 会社が委託者から収受する委託手数料は、取扱品目ごとの税抜卸売金額(販売価格に数量を乗じて得た額の合計額とします。以下同じ。)に次に掲げる定率を乗じて算出した金額に、消費税及び地方消費税の税率(標準税率)を乗じて得た金額を加算した金額とします。ただし、委託手数料計算により生ずる1円未満の端数は、四捨五入します。

野菜及びその加工品(つけ物を除く。)100分の8.5果実及びその加工品100分の7.0鶏卵100分の3.0規則で定めるその他の食料品100分の8.5

## (委託者の費用負担)

- 第24条 委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とします。
  - (1) 通信費(当該物品を販売するに当たって委託者等への連絡に要す る費用)
  - (2) 運送料 (会社の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要する費用)
  - (3) 売買仕切金等の送金料
  - (4) 保管料(委託物品を冷蔵その他の方法により保管したためとくに 経費を必要としたときは、その費用)
  - (5) 調整費 (手入れ加工その他の調整につきとくに経費を要したときは、その費用)
  - (6) その他会社が立て替えた費用
    - 注) その他正当な理由がある場合は、必要に応じて定めるものとする。
  - 2 委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額(消費税及び地方消費税を含む金額とします。以下同じ。)から控除するものとします。

#### (売買仕切書の送付)

第25条 会社は、委託物品の卸売をしたときは、特約のない限り、その卸売を 完了した日から起算して5営業日以内に、所定の様式によって、卸売し た物品の品名、等級、販売価格、数量、消費税法の標準税率が適応され る品目の販売価格と数量の積の合計額並びに消費税及び地方消費税に相 当する額、消費税法の軽減税率が適用される品目の販売価格と数量の積 の合計額並びに消費税及び地方消費税に相当する額、前条第2項の規定 により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切金額(「売買 仕切金」とします。以下同じ。)を記載した売買仕切書を委託者に送付す るものとします。

# (仕切金の支払)

- 第26条 売買仕切金の送付は、委託者と特約のない限り、委託物品の販売を完了した日から起算して5営業日以内に行うこととします。ただし、支払日が金融機関の休業日又は市場休市日にあたる場合は、翌営業日を支払日とします。
  - 2 売買仕切金の送付に代えて、前項に定める期日までに委託者の要請等 により売買仕切金を現金で支払う場合の支払い場所は、市場内の会社の 事務所とします。

## (仕切金の精算)

第27条 委託者は、委託物品の卸売金額が委託手数料と第24条第2項の規定に より控除すべき金額の合計額に満たないときは、会社に対し、速やかに、 精算するものとします。ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場 合には、次回の委託物品の仕切計算に合算してこれを精算することがで きるものとします。

#### (再販売)

第28条 会社は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため委託物品を 再販売したときは、その卸売金額によって仕切りを行うものとします。 ただし、再販売によって差損金を生じたときは、最初に販売したときの 卸売金額によるものとします。

## (電子商取引についての取扱い)

第29条 委託物品を市場に搬入することなく条例第56条第1項第3号に定める 電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用と する取引方法(電子商取引)により卸売を行う場合の委託物品の引渡し、 受領、事故処理及びその他必要な事項については、第4条、第5条、第 12条及び第22条の規定にかかわらず、別に定めるところにより行うこ ととします。

#### (臨時開市等の通知)

第30条 臨時の開市及び休市その他委託者に重要な関係を有する事項については、ただちに委託者に通知するものとします。

# (協議解決)

第31条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、 会社と委託者双方が誠意をもって協議し、速やかに解決を図るものとし ます。

#### (管轄裁判所)

第32条 本約款に関して生じる一切の紛争(裁判所の調停手続を含む)については、会社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## (約款の変更)

第33条 会社がこの約款の全部又は一部を変更するときは、市場内への掲示又はインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとします。

- 附 則 1. この受託契約約款は昭和52年11月 2日から施行する。
  - 2. この受託契約約款は平成 元年 4月 1日から施行する。
  - 3. この受託契約約款は平成 9年 4月 1日から施行する。
  - 4. この受託契約約款は平成11年11月20日から施行する。
  - 5. この受託契約約款は平成12年 4月 1日から施行する。
  - 6. この受託契約約款は平成17年 4月 1日から施行する。
  - 7. この受託契約約款は平成26年 4月 1日から施行する。
  - 8. この受託契約約款は平成27年 4月 1日から施行する。
  - 9. この受託契約約款は平成29年 5月 1日から施行する。
  - 10. この受託契約約款は令和 元年10月 1日から施行する。
  - (第23条、第25条改正) 11. この受託契約約款は令和 2年 6月21日から施行する。

- 9 -